

令和元年度 第1回

福岡市中央卸売市場開設運営協議会

【日時】 令和元年11月25日（月） 15時00分～

【場所】 福岡市中央区長浜3丁目11-3
福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館 2階 第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 開設者挨拶

3. 委員紹介

福岡市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿…………… 1

4. 議 題

議 題 1 会長及び副会長の選任について…………… 2

議 題 2 所属部会の決定について…………… 3～4

5. 報 告

報告事項 1 卸売市場法改正の対応について…………… 5～9

報告事項 2 博多漁港高度衛生管理整備事業について …… 10～11

6. そ の 他

各市場取扱状況（参考資料）…………… 12

7. 閉 会

【 資料一覧 】

- | | | |
|------|--------|---|
| 資料 1 | 議題 1 | 会長及び副会長の選任について |
| 資料 2 | 議題 2 | 所属部会の決定について |
| 資料 3 | 報告事項 1 | 市場の開設及び運営に関する基本的な考え方について
(参考：平成 30 年度 市場開設運営協議会資料) |
| 資料 4 | 〃 | 福岡市中央卸売市場の業務規程改正（案）の骨子 |
| 資料 5 | 〃 | 中央卸売市場における基本的な取引と主な取引規制（イメージ） |
| 資料 6 | 報告事項 2 | 鮮魚市場 高度衛生管理整備事業 全体工事スケジュールの変更案について |
| 資料 7 | その他 | 各市場取扱状況 |

福岡市中央卸売市場開設運営協議会 委員名簿

(R1.11.1時点)

(敬称略・順不同)

委員種別	氏名	選出区分	
市議会議員	津田 信太郎	福岡市議会議員	
	堤 田 寛	福岡市議会議員	
	黒子 秀勇樹	福岡市議会議員	
	井上 麻衣	福岡市議会議員	
	倉元 達朗	福岡市議会議員	
	川口 浩	福岡市議会議員	
行政機関	鐘江 義広	福岡県農林水産部長	
学識経験者	学者	甲斐 諭	中村学園大学学長
		波積 真理	熊本学園大学商学部教授
	消費者	井出 龍子	消費生活相談員
	生産者	小山 隆代	福岡市農業協同組合理事
卸売業者	青果部	丸小野 光正	福岡大同青果(株)代表取締役社長
	水産部	川端 淳	(株)福岡魚市場代表取締役社長
		河島 俊幸	福岡中央魚市場(株)代表取締役社長
	食肉部	吉田 満	福岡食肉市場(株)代表取締役社長

議題 1 会長及び副会長の選任について

会 長

副 会 長

【参考】 福岡市中央卸売市場業務条例（抜粋）

第 7 章 市場開設運営協議会及び中央卸売市場市場取引委員会

（中央卸売市場開設運営協議会の設置）

第83条 市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として福岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

～ 第84条から第85条まで略 ～

（委員の任期）

第86条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の選任並びに権限）

第87条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（招集）

第88条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

～ 第89条略 ～

（部会）

第90条 協議会に青果部会、水産物部会及び食肉部会（以下「部会」と総称する。）を置く。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員で組織する。

議題2 所属部会の決定について

委員

氏名	選出区分	所属部会
津田 信太郎	福岡市議会議員	
堤 田 寛	〃	
黒子 秀勇樹	〃	
井上 麻衣	〃	
倉元 達朗	〃	
川口 浩	〃	
鐘江 義広	福岡県農林水産部長	青果

専門委員

氏名	選出区分	所属部会
姫野 勝弘	福岡市中央卸売市場第一種関連事業組合 組合長	水産物
篠崎 喜信	福岡水産物取引精算(株) 代表取締役社長	水産物

○ 所属部会（案）

青果部会（11名）

氏名	選出区分	役職
	福岡市議会議員	委員
	福岡市議会議員	委員
鐘江 義広	福岡県農林水産部長	委員
小山 隆代	福岡市農業協同組合理事	委員
丸小野 光正	福岡大同青果(株) 代表取締役社長	委員
簗原 良伸	福岡大同青果(株) 常務取締役	専門委員
波多江 隆助	福岡市青果卸売商業協同組合理事長	専門委員
木下 康一	福岡市青果商業協同組合理事長	専門委員
清水 源義	福岡市園芸振興協会 会長	専門委員
鬼木 晴人	福岡市農業協同組合 代表理事組合長	専門委員
藤野 真治	福岡市東部農業協同組合 代表理事組合長	専門委員

※網掛けは、新たに就任された委員

水産物部会（16名）

（敬称略・順不同）

氏名	選出区分	役職
	福岡市議会議員	委員
	福岡市議会議員	委員
波積 真理	熊本学園大学商学部教授	委員
井出 龍子	消費生活相談員	委員
川端 淳	㈱福岡魚市場代表取締役社長	委員
河島 俊幸	福岡中央魚市場(株)代表取締役社長	委員
石田 祐幸	福岡県農林水産部水産局長	専門委員
白木 隆一	㈱福岡魚市場専務取締役	専門委員
廣川 一志	福岡中央魚市場(株)取締役	専門委員
安部 泰宏	福岡市鮮魚仲卸協同組合理事長	専門委員
豊増 重利	福岡魚類出荷仲卸組合組合長	専門委員
稲益 重樹	福岡水産物商業協同組合理事長	専門委員
姫野 勝弘	福岡市中央卸売市場第一種関連事業組合組合長	専門委員
篠崎 喜信	福岡水産物取引精算(株)代表取締役社長	専門委員
細江 四男美	福岡市漁業協同組合理事	専門委員
淵口 季信	日本遠洋旋網漁業協同組合理事	専門委員

※網掛けは、新たに就任された委員，専門委員

食肉部会（7名）

氏名	選出区分	役職
	福岡市議会議員	委員
	福岡市議会議員	委員
甲斐 諭	中村学園大学学長	委員
吉田 満	福岡食肉市場(株)代表取締役社長	委員
山下 克之	福岡県農林水産部畜産課長	専門委員
津田 隆	福岡食肉市場(株)取締役総務部長	専門委員
宮崎 成治	福岡食肉買参事業協同組合理事長	専門委員

※網掛けは、新たに就任された委員

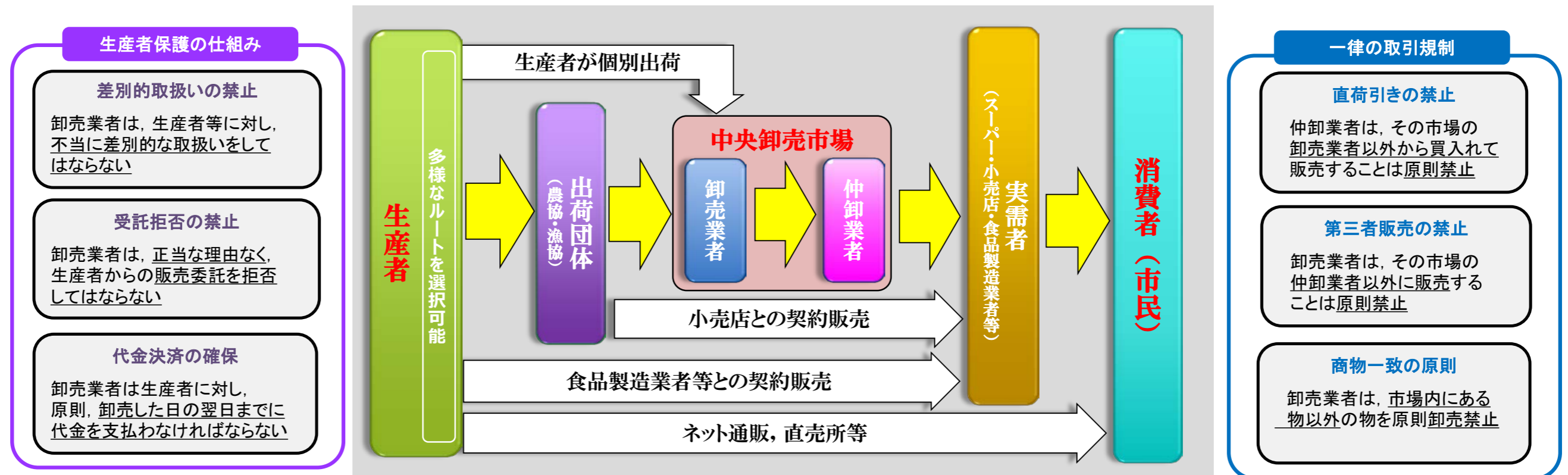
市場の開設及び運営に関する基本的な考え方について

1 中央卸売市場の機能と現状

中央卸売市場は、安全・安心で良質な生鮮食料品を消費者である市民に円滑かつ安定的に供給するために重要な公共的・基幹的なインフラ。

近年、生鮮食料品のネット販売など流通ルートが多様化しているが、集荷（卸売業者）・分荷（仲卸業者）・価格形成等の調整機能や生産者保護の仕組みを有する中央卸売市場は、生産者の重要な出荷先の選択肢の1つであり、現在も市民に安全・安心で良質な生鮮食料品を円滑かつ安定的に供給するための重要なルートであり食品流通の核となっている。

9



2 法改正による国のねらい

- ① 中央卸売市場の開設者を自治体に限定した認可制を廃止。

中央卸売市場は今後も食品流通の核として堅持することとし、生産者保護の仕組みを遵守し、高い公共性を有する者に中央卸売市場を認定。

- ② 実態に合わなくなった一律の取引規制を原則廃止。

市場ごとの特徴を活かした柔軟な取引を可能にし、生産者・消費者のメリットを向上することで市場を活性化。

3 本市の対応

- ① 本市が、市民に安全・安心で良質な生鮮食料品を円滑かつ安定的に供給するために、国の認定を受け、引き続き中央卸売市場の開設者として市場の開設及び運営に携わっていく。
- ② 法改正の主旨を踏まえた条例改正を行い、生産者・消費者双方のメリットとなるよう、市場ごとの特徴を活かした柔軟な取組みによって市場の活性化を実現する。

市場の開設及び運営に関する基本的な考え方について

4 市場の開設及び運営に関する基本的な考え方

条例改正に先立ち、本市が引き続き中央卸売市場の開設者となる理由・目的を明らかにし、今後の市場の開設及び運営の基本的な考え方を以下に示す。

	現行法での国の関与	法改正の要旨	本市の考え方
市場の開設 及び運営に 関すること	中央卸売市場の開設は、国が指定した自治体に限り認可する【認可制】	共通ルールを遵守し公正・安定的に取引できる者を、国が中央卸売市場に認定【認定制】	市民に安全・安心で良質な生鮮食料品を安定供給するため、国に認定申請する
	国が、市場ごとに生鮮食料品の流通圏とする開設区域(福岡市)を指定	開設区域を廃止 (開設者が自ら主たる供給区域を設定)	福岡市を主たる供給区域に設定して、福岡市民の食生活を支える
	国が、市場整備の基本方針や計画を策定し、開設者への費用補助を行う	国は、開設者が策定した市場整備の計画を認定し、開設者への費用補助を行う	市場整備については、国から計画の認定を受けた上で、費用補助を活用し実施する
市場内業者 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 国が卸売業者に営業を許可 開設者が仲卸業者に営業を許可 	営業の許可制を廃止	現行基準(業務を適確に遂行する知識・経験を有する者等)を踏まえ、本市の基準を満たす者に営業を認める
	<ul style="list-style-type: none"> 国が卸売業者の業務及び財務を指導監督 開設者が仲卸業者の業務及び財務を指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> 国は開設者を通じて卸売業者の業務及び財務をモニタリング (仲卸業者に関する規定は無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者の業務及び財務を指導監督 仲卸業者の業務及び財務を指導監督
取引に 関すること	卸売業者が、その市場の仲卸業者以外に販売することを原則禁止【第三者販売の禁止】	国は一律の取引規制を廃止【市場ごとの特徴を活かす取引規制は設定可能】	法改正の主旨を踏まえ、本市としても規制を緩和
	仲卸業者が、その市場の卸売業者以外から買い入れて販売することを原則禁止【直荷引きの禁止】		
	卸売業者が、市場内にある物以外の物を卸売することを原則禁止【商物一致の原則】		

5 スケジュール(想定)



福岡市中央卸売市場の業務規程改正(案)の骨子

項目	内容(※1)														
目的	本市市場の適切かつ健全な運営を確保することで、生鮮食料品等の取引の適正化と生産・流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資すること														
責務	<p>本市市場が市民に対する生鮮食料品の安定供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、引き続き、卸売市場としての高い公共性を発揮し、市民に生鮮食料品を安定供給するために責務を課す</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">① 市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ安定的な業務運営に努める ・取引参加者に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 卸売業者 (仲卸業者)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市場での卸売(仲卸)に当たり、業務規程を遵守しなければならない ・本市市場で円滑・安定的に卸売(仲卸)を行うことにより、市民に対する食品供給の安定・向上に資するよう努めなければならない </td> </tr> </table>	① 市	<ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ安定的な業務運営に努める ・取引参加者に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない 	② 卸売業者 (仲卸業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・市場での卸売(仲卸)に当たり、業務規程を遵守しなければならない ・本市市場で円滑・安定的に卸売(仲卸)を行うことにより、市民に対する食品供給の安定・向上に資するよう努めなければならない 										
① 市	<ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ安定的な業務運営に努める ・取引参加者に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない 														
② 卸売業者 (仲卸業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・市場での卸売(仲卸)に当たり、業務規程を遵守しなければならない ・本市市場で円滑・安定的に卸売(仲卸)を行うことにより、市民に対する食品供給の安定・向上に資するよう努めなければならない 														
共通ルール (法定)	<p>卸売市場を生鮮食料品等の公正な取引の場とするために「共通ルール」の遵守を義務付ける</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">① 売買取引の原則</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 売買取引の方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市場での卸売は、せり売り・入札、又は相対取引によらなければならない </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 売買取引の条件の公表</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、売買取引の条件をインターネット等で公表しなければならない </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 差別的取扱いの禁止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場での卸売に関し、出荷者や買受人等に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤ 受託拒否の禁止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売の販売委託の申込みがあった場合は、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥ 決済の確保 (原則)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に卸売の翌日までに代金を支払わなければならない ・卸売業者から卸売を受けた者は、商品の引渡しと同時に代金を支払わなければならない ・仲卸業者から販売を受けた者は、代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦ 売買取引の結果等の公表</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、売買取引の結果等をインターネット等で公表しなければならない </td> </tr> </table>	① 売買取引の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない 	② 売買取引の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市場での卸売は、せり売り・入札、又は相対取引によらなければならない 	③ 売買取引の条件の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、売買取引の条件をインターネット等で公表しなければならない 	④ 差別的取扱いの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場での卸売に関し、出荷者や買受人等に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない 	⑤ 受託拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売の販売委託の申込みがあった場合は、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない 	⑥ 決済の確保 (原則)	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に卸売の翌日までに代金を支払わなければならない ・卸売業者から卸売を受けた者は、商品の引渡しと同時に代金を支払わなければならない ・仲卸業者から販売を受けた者は、代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない 	⑦ 売買取引の結果等の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、売買取引の結果等をインターネット等で公表しなければならない
① 売買取引の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない 														
② 売買取引の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市場での卸売は、せり売り・入札、又は相対取引によらなければならない 														
③ 売買取引の条件の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、売買取引の条件をインターネット等で公表しなければならない 														
④ 差別的取扱いの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場での卸売に関し、出荷者や買受人等に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない 														
⑤ 受託拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売の販売委託の申込みがあった場合は、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない 														
⑥ 決済の確保 (原則)	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に卸売の翌日までに代金を支払わなければならない ・卸売業者から卸売を受けた者は、商品の引渡しと同時に代金を支払わなければならない ・仲卸業者から販売を受けた者は、代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない 														
⑦ 売買取引の結果等の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、売買取引の結果等をインターネット等で公表しなければならない 														
その他の取引ルール (※2)	<p>1 市場機能を確保し、生鮮食料品を安定的に供給するため</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">① 開場の期日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・休開場日は、生産出荷の事情等を考慮して市長が設定する </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 卸売業者・仲卸業者の認定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、本市の卸売業者・仲卸業者として、適格性(業務を適確に遂行する知識、経験、資力を有しているか、認定業者の責務を果たしているか等)を備えているか、本市の認定を受けなければならない </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 事業報告書の提出</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者は、本市に事業報告書を提出し、経営状況を報告しなければならない </td> </tr> </table>	① 開場の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・休開場日は、生産出荷の事情等を考慮して市長が設定する 	② 卸売業者・仲卸業者の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、本市の卸売業者・仲卸業者として、適格性(業務を適確に遂行する知識、経験、資力を有しているか、認定業者の責務を果たしているか等)を備えているか、本市の認定を受けなければならない 	③ 事業報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者は、本市に事業報告書を提出し、経営状況を報告しなければならない 								
① 開場の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・休開場日は、生産出荷の事情等を考慮して市長が設定する 														
② 卸売業者・仲卸業者の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、本市の卸売業者・仲卸業者として、適格性(業務を適確に遂行する知識、経験、資力を有しているか、認定業者の責務を果たしているか等)を備えているか、本市の認定を受けなければならない 														
③ 事業報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者は、本市に事業報告書を提出し、経営状況を報告しなければならない 														

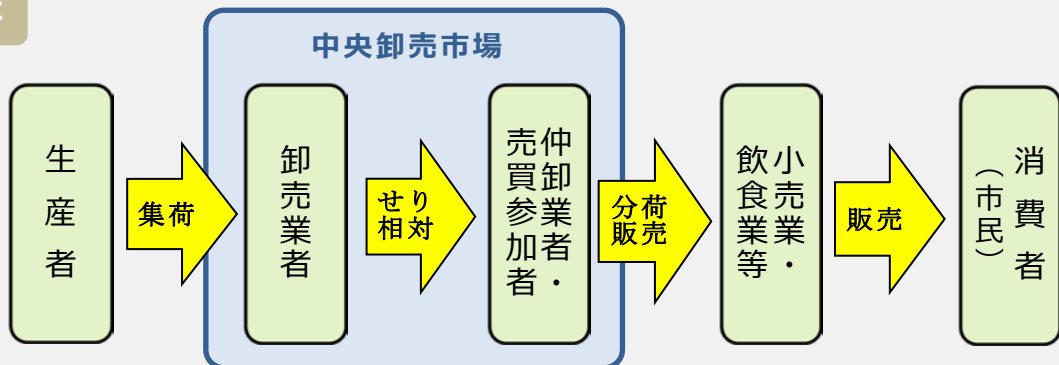
項目	内容（※1）		
その他の取引ルール （※2）	2 適正かつ円滑な取引を確保するため		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 358 668 477"> ① 第三者販売 規制緩和 </td> <td data-bbox="668 358 1492 477"> ・卸売業者が仲卸業者・売買参加者以外の者に卸売をしたときは、市長に報告しなければならない </td> </tr> </table>	① 第三者販売 規制緩和	・卸売業者が仲卸業者・売買参加者以外の者に卸売をしたときは、市長に報告しなければならない
	① 第三者販売 規制緩和	・卸売業者が仲卸業者・売買参加者以外の者に卸売をしたときは、市長に報告しなければならない	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 477 668 586"> ② 直荷引き 規制緩和 </td> <td data-bbox="668 477 1492 586"> ・仲卸業者が市場外の者から買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない </td> </tr> </table>	② 直荷引き 規制緩和	・仲卸業者が市場外の者から買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない
	② 直荷引き 規制緩和	・仲卸業者が市場外の者から買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 586 668 696"> ③ 商物一致 規制緩和 </td> <td data-bbox="668 586 1492 696"> ・卸売業者が市場外にある物品の卸売をしたときは、市長に報告しなければならない </td> </tr> </table>	③ 商物一致 規制緩和	・卸売業者が市場外にある物品の卸売をしたときは、市長に報告しなければならない
	③ 商物一致 規制緩和	・卸売業者が市場外にある物品の卸売をしたときは、市長に報告しなければならない	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 696 668 804"> ④ 委託手数料の届出 </td> <td data-bbox="668 696 1492 804"> ・卸売業者は、委託手数料をあらかじめ定め、市長に届け出なければならない </td> </tr> </table>	④ 委託手数料の届出	・卸売業者は、委託手数料をあらかじめ定め、市長に届け出なければならない
	④ 委託手数料の届出	・卸売業者は、委託手数料をあらかじめ定め、市長に届け出なければならない	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 804 668 913"> ⑤ 奨励金の報告 </td> <td data-bbox="668 804 1492 913"> ・卸売業者は、（出荷・完納）奨励金を支出したときは、市長に報告しなければならない </td> </tr> </table>	⑤ 奨励金の報告	・卸売業者は、（出荷・完納）奨励金を支出したときは、市長に報告しなければならない
⑤ 奨励金の報告	・卸売業者は、（出荷・完納）奨励金を支出したときは、市長に報告しなければならない		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 913 668 1021"> ⑥ 売買参加者の承認 </td> <td data-bbox="668 913 1492 1021"> ・売買参加者（卸売業者から卸売を受ける者）は本市の承認を得なければならない </td> </tr> </table>	⑥ 売買参加者の承認	・売買参加者（卸売業者から卸売を受ける者）は本市の承認を得なければならない	
⑥ 売買参加者の承認	・売買参加者（卸売業者から卸売を受ける者）は本市の承認を得なければならない		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 1021 668 1131"> ⑦ せり人・せり参加人の届出 </td> <td data-bbox="668 1021 1492 1131"> ・卸売業者はせり人、仲卸業者・売買参加者はせり参加人を本市に届け出なければならない </td> </tr> </table>	⑦ せり人・せり参加人の届出	・卸売業者はせり人、仲卸業者・売買参加者はせり参加人を本市に届け出なければならない	
⑦ せり人・せり参加人の届出	・卸売業者はせり人、仲卸業者・売買参加者はせり参加人を本市に届け出なければならない		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 1131 668 1254"> ⑧ 卸売業者による再委託引受 </td> <td data-bbox="668 1131 1492 1254"> ・卸売業者が卸売を行った物品について、仲卸業者・売買参加者から販売の再委託を受けた場合は、適当な標識を付け、卸売の際にその旨を告知しなければならない </td> </tr> </table>	⑧ 卸売業者による再委託引受	・卸売業者が卸売を行った物品について、仲卸業者・売買参加者から販売の再委託を受けた場合は、適当な標識を付け、卸売の際にその旨を告知しなければならない	
⑧ 卸売業者による再委託引受	・卸売業者が卸売を行った物品について、仲卸業者・売買参加者から販売の再委託を受けた場合は、適当な標識を付け、卸売の際にその旨を告知しなければならない		
3 食の安全安心を確保するため			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 1344 668 1507"> ① 衛生上有害な物品の売買禁止 </td> <td data-bbox="668 1344 1492 1507"> ・卸売業者・仲卸業者・売買参加者・関連事業者は、衛生上有害な物品を売買し、又は売買目的で所持してはならない ・市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、撤去を命じることができる </td> </tr> </table>	① 衛生上有害な物品の売買禁止	・卸売業者・仲卸業者・売買参加者・関連事業者は、衛生上有害な物品を売買し、又は売買目的で所持してはならない ・市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、撤去を命じることができる	
① 衛生上有害な物品の売買禁止	・卸売業者・仲卸業者・売買参加者・関連事業者は、衛生上有害な物品を売買し、又は売買目的で所持してはならない ・市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、撤去を命じることができる		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 1507 668 1675"> ② 品質管理 </td> <td data-bbox="668 1507 1492 1675"> ・市場関係者は、食品衛生法等に則して物品の品質管理の徹底に努めなければならない ・卸売業者・仲卸業者は、部門ごとに品質管理責任者を定めなければならない </td> </tr> </table>	② 品質管理	・市場関係者は、食品衛生法等に則して物品の品質管理の徹底に努めなければならない ・卸売業者・仲卸業者は、部門ごとに品質管理責任者を定めなければならない	
② 品質管理	・市場関係者は、食品衛生法等に則して物品の品質管理の徹底に努めなければならない ・卸売業者・仲卸業者は、部門ごとに品質管理責任者を定めなければならない		
施設使用	市場施設の使用に関する規定（施設の使用許可、施設使用料、転貸禁止等）		
監督	取引ルールの遵守、市場の秩序維持等、卸売市場の適切かつ健全な運営を確保するために必要な指導監督・検査・改善措置命令等の処分に関する規定		
その他	市場の運営に関する規定（取扱品目、市場開設運営協議会等）		

※1 この資料の内容は、現時点における業務規程改正の案であるため、これが、そのまま条例になるものではありません。

※2 関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏めば、共通ルールに反しない範囲で、市場ごとに設定できる取引ルール

中央卸売市場における基本的な取引と現在の主な取引規制（イメージ）

基本

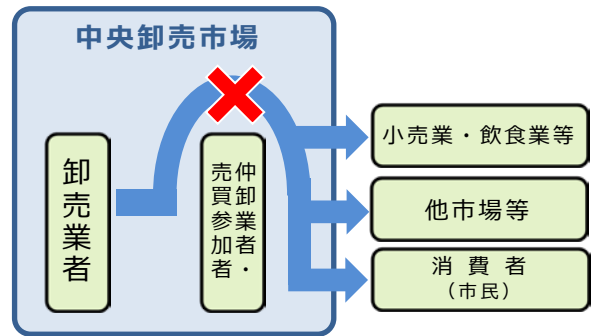


第三者販売の禁止

卸売業者は、原則として、市場内の仲卸業者・売買参加者以外に卸売をしてはならない

例外

- ・残品を生じたとき
- ・残品を生じる恐れがあるとき
- ・他市場の卸売業者に転送する場合
- ・市場間・業者間連携

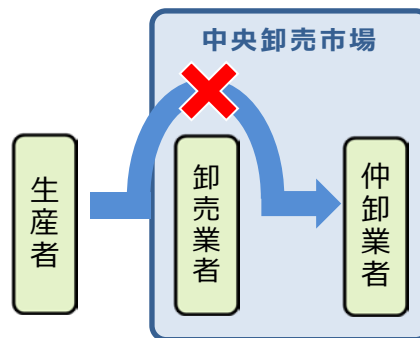


直荷引きの禁止

仲卸業者は、原則として、市場内の卸売業者以外から買い入れて販売をしてはならない

例外

- ・卸売業者から買い入れ困難なもので、開設者が取引秩序を乱す恐れがないと認めたとき

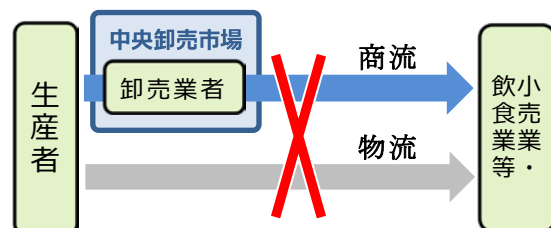


商物一致の原則

卸売業者は、原則として、市場内にある生鮮食料品以外の卸売をしてはならない

例外

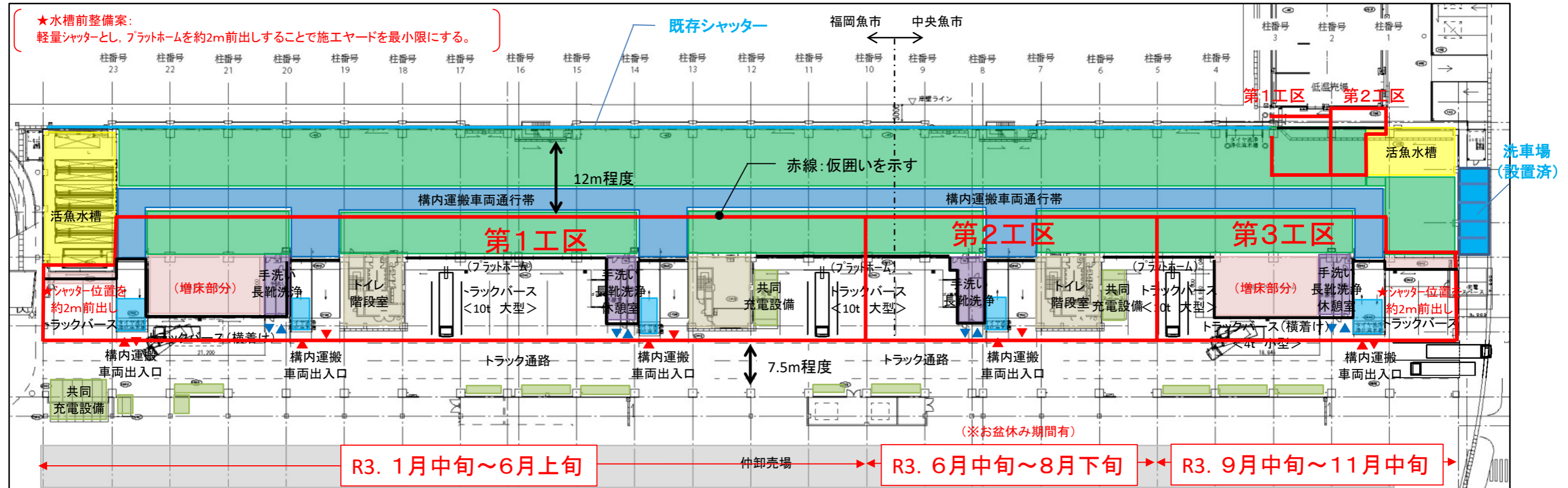
- ・電子商取引
- ・開設区域内において市長が指定した場所にある物品を卸売するとき



■ 西卸売場棟(改修)の工区割(案)について

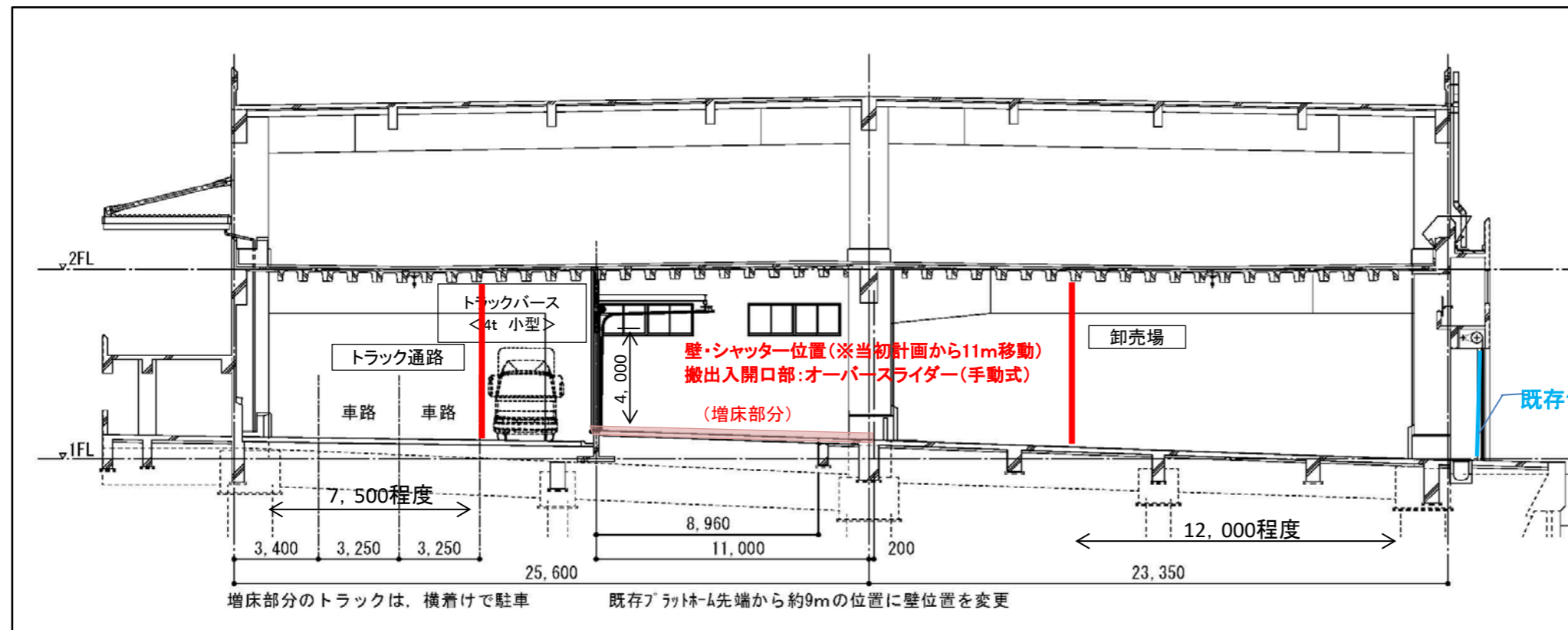
計画平面図 部分的に既存プラットフォーム先端から約9mの位置に壁位置を変更する。(2番~4番, 20番~22番部分)

※黒線の部分が壁・シャッターの位置, ピンクの部分が増床部分を示す。【平成30年12月11日 市場整備委員会決定】



計画断面図 ※同上

(※工事施工ヤードについては, 市場関係者による運営状況, 工事状況に応じて部分的に変更となる場合があります。)



整備概要

○ 売場増床のため, 部分的に既存プラットフォームを先端から約9m延長し, 壁を設置する。

売場面積 約440 m²増加
【内訳】 魚市側 約233 m²
中央側 約207 m²

○ 増床部分はトラックは4t(小型)横づけを中心とし, 搬入・搬出を行う。それにより, トラックの搬入・搬出時に一方通行規制が不要である。

○ トラックバースが23台から20台へ減少の範囲に留まる。
【内訳】 10t(大型)18台, 4t(小型)2台

◎ 一方通行規制が無く, バース数も現在の作業形態に影響の無い範囲に留まる。

各市場取扱状況

区 分	取扱数量(ト)						取扱金額(百万円)						単価(円/kg)						
	29年度 (全期)	30年度 (全期)	前年度比	30年 (4~9月) (A)	31年 (4~9月) (B)	(B)/(A)	29年度 (全期)	30年度 (全期)	前年度比	30年 (4~9月) (A)	31年 (4~9月) (B)	(B)/(A)	29年度 (全期)	30年度 (全期)	前年度比	30年 (4~9月) (A)	31年 (4~9月) (B)	(B)/(A)	
水産物部	生 鮮	63,869	60,380	94.5%	28,878	25,346	87.8%	35,360	34,546	97.7%	16,312	15,346	94.1%	554	572	103.2%	565	605	107.1%
	冷 凍	5,562	5,215	93.8%	2,430	2,498	102.8%	6,472	6,095	94.2%	2,891	3,013	104.2%	1,164	1,169	100.4%	1,190	1,206	101.3%
	塩 干	2,275	2,108	92.7%	1,060	1,005	94.8%	2,916	2,676	91.8%	1,294	1,081	83.5%	1,282	1,270	99.1%	1,221	1,076	88.1%
	計	71,706	67,703	94.4%	32,369	28,848	89.1%	44,748	43,317	96.8%	20,497	19,441	94.8%	624	640	102.6%	633	674	106.5%
青果部	野 菜	255,967	238,874	93.3%	116,742	120,281	103.0%	48,216	43,009	89.2%	21,987	21,642	98.4%	188	180	95.7%	188	180	95.7%
	果 実	69,526	65,730	94.5%	32,996	32,589	98.8%	22,144	22,476	101.5%	11,267	11,122	98.7%	319	342	107.2%	341	341	100.0%
	鳥 卵	486	471	96.9%	234	239	102.1%	130	119	91.5%	61	56	91.8%	268	252	94.0%	262	235	89.7%
	計	325,979	305,075	93.6%	149,972	153,108	102.1%	70,491	65,603	93.1%	33,315	32,820	98.5%	216	215	99.5%	222	214	96.4%
食肉部	成 牛	9,757	10,344	106.0%	5,122	5,239	102.3%	17,948	19,415	108.2%	9,417	9,555	101.5%	1,840	1,877	102.0%	1,838	1,824	99.2%
	豚	10,151	9,547	94.0%	4,485	4,687	104.5%	5,374	4,587	85.4%	2,375	2,421	101.9%	529	480	90.7%	529	517	97.7%
	その他	3,161	3,273	103.5%	1,623	1,536	94.6%	731	714	97.7%	362	360	99.4%	231	218	94.4%	223	234	104.9%
	計	23,069	23,164	100.4%	11,231	11,461	102.0%	24,052	24,715	102.8%	12,154	12,336	101.5%	1,043	1,067	102.3%	1,082	1,076	99.4%

(注1) 単位未満四捨五入のため、計と一致しないものがある。

(注2) 食肉部の「その他」は、副生物(内臓)、部分肉等。